

令和4年度補正予算中小企業イノベーション創出推進事業
フォローアップ委員会
設置要綱

経済産業省
一般社団法人低炭素投資促進機構

(目的)

第1条 令和4年度補正予算中小企業イノベーション創出推進事業(以下「本事業」という。)に係る、フォローアップ委員会(以下「委員会」という。)の設置に係る事項を定める。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、経済産業省が実施する本事業における補助事業者の技術実証について、進捗状況や課題、課題への対応策等を定期的に関係者で確認するとともに、実証成果の社会実装に向けて必要な取組について議論することを目的とする。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、以下のテーマ毎に設置する。

テーマA(月面ランダーの開発・運用実証)

テーマB(衛星リモートセンシングビジネス高度化実証)

テーマC(空飛ぶクルマの機体開発及び型式証明取得等に向けた飛行試験等)

テーマD(行政ニーズ等に対応したドローンの開発・実証)

テーマE(小規模分散型水循環インフラの量産化・社会実装事業)

テーマF(プローブカーデータを活用したグローバルでの高精度3次元地図データの更新技術の大規模実証)

(委員会の構成)

第4条 委員会は、プロジェクトリーダー、委員、経済産業省、事務局、第5条に定めるオブザーバーにて構成する。また、議論の内容に応じて本事業の補助事業者の参加を求めることができる。

2 委員会の設置目的が補助事業者の実証成果を社会実装することであることを考慮し、補助事業者に自ら関与している場合であっても、補助事業者の実証成果の

社会実装に向けて必要と認められる場合には、委員となることを妨げない。

(オブザーバー)

第5条 経済産業省及びプロジェクトリーダーは、議決権を持たず、本事業に関連する有益な情報又は意見を提供するオブザーバーの出席を認めることができる。

(委員の任期等)

第6条 第4条に定める委員の任期は、第3条に定めるテーマのうち委員会が担当するテーマの全ての補助事業者の実証が終了するまでとする。

2 委員には、謝金及び旅費・交通費を支給することができる。

(委員会の長)

第7条 第3条に定める各テーマのプロジェクトリーダーを委員会の委員長とする。委員長は、委員会の議事を運営する。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、経済産業省及び委員長と協議した後に事務局が招集し、委員の2分の1以上の出席によって成立するものとする。ただし、出席委員が2分の1に満たない場合でも、出席できない委員の議決権を委員長に一任することにより、委員会へ出席したものとして扱うことができる。

2 委員会の出席には、開催場所への参集のほか、ウェブ会議システム等を利用した委員会への参加を含めるものとする。

3 経済産業省及び委員長は、委員に対し書面による審議を行うことを通知し、委員会を開催することができる。

4 委員は書面により審議に加わることができる。

(委員会の議決)

第9条 委員会における決定は、原則として出席委員の過半数の委員の賛成により成立する。ただし、合議により委員会としての決定を出すことが難しい場合は委員長預かりとすることができる。

2 委員が委員会に出席することができないときは、あらかじめ委員長に対して委任状の提出を行うことができる。

(委員会の事務局)

第10条 委員会の事務局は、本事業の基金設置法人である一般社団法人低炭素投資促進機構及び運営支援法人である株式会社野村総合研究所において担う。

(秘密保持等)

第11条 委員会に参加する者は、職務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。その職を退いた後も同様とする。本条の定めは、オブザーバーを含む全ての委員会出席者に適用される。

(免責)

第12条 委員会及び構成員等は、委員会の活動として提供した情報が原因で提供を受けた構成員等に生じた損害につき、損害賠償の責任を負わないものとする。ただし、故意又は重大な過失による場合はこの限りでない。

(違反等に関する通報)

第13条 構成員等は、委員会において取り扱われる情報の漏えい、共有範囲の逸脱を始め、本事業実施要領、本要綱、その他委員会の決定事項に違反する行為が行われていると思料するときは、事務局に対してその旨を通報できるものとする。

(その他)

第14条 前各項に掲げるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は委員長、経済産業省及び事務局の協議により定める。

2 委員会における議事等については、補助事業者等の事業内容に機密情報等が含まれること、これらの事業内容について率直かつ自由闊達な意見交換のもと審議等を行う必要がある等の観点から非公開とする。

附 則

1. この要綱は、令和6年2月19日から施行する。
2. この要綱は、第3条に定める各テーマの全ての補助事業者の補助事業期間の終了後、廃止される。